

地域の魅力を発信するYouTubeチャンネル 「佐世保ベース」のしゃちょー&ごっちゃん と行く 無料モニターツアー



2名1組 × 3グループ 限定

令和5年 2月11日(土)・12日(日) の2日間

佐世保ベースの2人と一緒に 佐世保の各スポットを巡りながら

表現方法 (魅力の伝え方) や撮影手法を学ぶ ツアーです。



写真は全てイメージです。

【モニター参加条件】

- ツアー中、当協会より提示したコースを2日間、回っていただき、写真撮影のモデル及びツアーに関するアンケートにご協力いただくことが参加いただく条件となります。1日のみのご参加はできません。
- 参加中、動画を撮る人、動画に映る人の2名組にてご参加ください。
- 動画の撮り方を学び、実践しながらお楽しみいただくツアーです。撮影機材（スマートフォン等）はご自身のものをお持ちいただき、ご利用いただきます。貸し出しはいたしませんので、予めご了承ください。
- 参加中、ご自身で撮った動画は、情報発信等にご利用ください。
- 参加時は、周辺の他のお客様にご迷惑にならないよう、また映り込みがないよう、ご配慮ください。

お問合せ・お申し込みは

佐世保観光情報センター (年中無休/9:00~18:00)

TEL 0956-22-6630 FAX 0956-23-6750

◆◆◆行程表◆◆◆

1日目/2月11日(土)

10:00 佐世保観光情報センター集合・受付 — 貸切バスにて移動(車20分) — 10:30~13:30 佐世保バーガー本店(バーガー作り体験、撮影、昼食) — 貸切バスにて移動(車20分) — 14:00~16:00 戸尾市場街(撮影) — 解散 ※ご希望の方は市内宿泊施設をご案内いたします。

2日目/2月12日(日)

9:00 佐世保観光情報センター集合 — オリエンテーション(動画説明等) — 9:55 MR佐世保駅発 — (MR約4分) — MR中佐世保駅 — MR中佐世保駅 — (MR約1分) — MR佐世保中央駅 — 403アーケード内 — レモンドレイモンド(撮影、昼食) — 13:00 解散

◆◆◆お申込みの流れ◆◆◆

①ご予約

空き状況をお尋ねいただき、お電話にてご予約ください。

※申込締切 2月8日(水) 17:00まで

※抽選後、ご連絡させていただきます。

②必要書類送付

必要書類をお渡しいたしますので、ご記入後、当協会宛てにメールまたは郵送またはご持参ください。

③申込受付完了

必要書類を当協会にて受領確認後、お申込み受付完了となります。

◆◆◆ご案内◆◆◆

○最少催行人員/2名

※2名1組でお申込みください。お部屋は同室となります。

○旅行代金に含まれるもの/交通費、昼食代(2回)、体験代

※ご希望の方のみ 宿泊代(1泊朝食付)

○添乗員/添乗員は同行しませんが、スタッフが同行させていただきます。

○食事/昼食2回 ※宿泊ご希望の方のみ朝食1回

○利用交通/佐世保市内バス会社

○(ご希望の方のみ)利用宿泊施設/佐世保市内宿泊



新型コロナウイルス感染拡大の状況や天候の状況によっては、やむを得ずツアーを中止させていただく場合がございます。

募集型企画旅行 旅行条件書(要約)

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面を兼ねています。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、(公財)佐世保観光コンベンション協会(佐世保市三浦町21-1 長崎県知事登録旅行業第2-147号。以下「当社」という)が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立

- 申込書に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取り扱います。
- 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約の申込を受け付けます。この場合、当社が旅行契約の予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期日までに申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金(モニターツアーにつき無料)を受領したときに成立するものとします。
- 申込金
モニターツアーにつき無料となります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。但し、14日前以降のお申し込みの場合は、当社の指定した日までに前払いいただきます。(モニターツアーにつきお支払いはございません)

4. 旅行代金の適用

特別指定がない場合、大人・小人同一料金となります。

5. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

【含まれるもの】旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・消費税等。
【含まれないもの】旅行日程に明示した以外の交通費・食事代・クリーニング代・電報・電話料・追加飲食費等、個人的性質の諸費用は含まれません。

6. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令などの事由で明示した旅行日程通りの実施が不可能なときは、当該旅行の実施を中止するか、旅行日程を変更することがあります。

7. 取消料

旅行代金が0円のため、取消料はかかりません。

8. 当社による旅行契約の解除

お客様の人数がインフレットに記載した最少催行人員に達しなかった、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

9. 当社の責任及免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人1.5万円を限度として賠償いたします。

10. お客様の責任

お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

11. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

12. 特別補償

当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行の部)により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。

13. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金の算出は、2023年1月1日を基準としております。詳しい内容及び募集型企画旅行約款につきましては係員にお尋ねください。



旅行企画・実施

公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会

(一社) 全国旅行業協会正会員

登録番号 長崎県知事登録旅行業第2-147号

国内旅行業務取扱管理者: 宮地 秀郎